

関係各位

業務部通関部門における通関処理体制の変更について

行政需要に対する適切な対応及び効率的な業務運営を図るため、業務部通関部門における通関処理体制を変更しますのでお知らせします。

1. 変更日

令和 2 年 7 月 1 日（水）

2. 変更箇所（下線部）

部 門 名	6/30 までの担当品目	7/1 以降の担当品目
特別通関第 1 部門 特別通関第 2 部門	・ 第 1 類～第 24 類、 第 94 類～第 97 類 ・ マニュアル申告	・ 第 1 類～第 24 類、 <u>第 41 類～第 71 類</u> ・ マニュアル申告
通 関 第 1 部 門	第 25 類～第 67 類	<u>第 25 類～第 40 類</u>
通 関 第 2 部 門	第 68 類～第 93 類	<u>第 72 類～第 97 類</u>

3. 担当部門が変更となる申告について

下表の申告については担当部門が変更となりますので、NACCS 申告について下記①～⑥に該当する場合、あて先部門コードを 7 月以降の担当部門コードに上書き訂正のうえ、後続業務を行うようご協力お願い申し上げます。

また、6 月末までに申告（予備申告を含む）し、区分 2， 3 となった下表の申告の関係書類の提出（MSX 又は紙での提出）は、可能な限り、6 月 30 日中に申告部門に提出するようご協力お願い申し上げます。

代表税番	6/30 までの担当部門	7/1 以降の担当部門
第 41 類～第 67 類	通関第 1 部門 (01)	特別通関第 1， 2 部門 (88)
第 68 類～第 71 類	通関第 2 部門 (02)	
第 94 類～第 97 類	特別通関第 1， 2 部門 (88)	通関第 2 部門 (02)

() は部門コード

- ① 6 月末までに申告事項登録し、7 月以降に申告（予備申告を含む）を行う場合
- ② 6 月末までに予備申告し、7 月以降に本申告を行う場合
- ③ 6 月末までに引取り申告し、7 月以降に特例申告を行う場合
- ④ 6 月末までに承認された B P の I B P を 7 月以降に行う場合
- ⑤ 6 月末までに許可された輸入申告の修正申告又は更正の請求を 7 月以降に行う場合
- ⑥ 6 月末までに許可された輸出申告の許可後訂正を 7 月以降に行う場合

（お問い合わせ先）業務部通関総括第 1 部門 045-212-6150
業 務 部 管 理 課 045-212-6130